

災害ボランティア割引制度の整備を求める意見書

日本は、災害大国と言われるほど、毎年のように、地震や津波、台風や豪雨、豪雪、竜巻、噴火などの自然災害が多発しています。災害発生直後から家屋の清掃や家具の搬出などのボランティア活動が求められますが、最近では、心のケアや傾聴ボランティアなど副次的ニーズが高まっており、長期間にわたって、多数かつ多様なボランティアの参画が必要とされています。

東日本大震災では多くのボランティアが活動しましたが、阪神・淡路大震災と比較すると少なく、発生から4年以上経過した現在でも、被災地のニーズの変化に伴い、まだボランティアの需要があるにもかかわらず、供給が追いついていません。各種の世論調査やボランティアへの調査では、被災地までの交通費や宿泊費が高額になることが大きな理由であり、行きたい気持ちはあっても、行くことができない現状があります。

首都直下型地震や南海トラフ沖地震が起きたことを想定した場合、延べ1,000万人以上のボランティアが必要になると言われており、遠方からの支援や長期の支援が必要です。これまで、交通や宿泊にかかわる民間企業が独自に割引制度を実施したり、地方自治体がボランティアバス運行の支援をしたりするなど、官民ともにボランティアの負担軽減のための取り組みを行ってきましたが、災害時のボランティアを支える環境が十分に整っているとは言えません。

よって、国におかれては、これらの事例を踏まえ、官民協働の枠組みで、被災地への移動手段と滞在場所にかかる経費の援助など、ボランティア活動を希望する人たちへの支援環境を整備するための制度のあり方を検討し、災害ボランティア割引制度を整備されるよう、強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成27年12月21日

長岡市議会議長 関 正 史

(あて先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、経済産業大臣、国土交通大臣